

教派神道連合会百年史

註 月日がないもの、一・などの月だけのものは、省略あるいは不明による。

邦 曆	西 曆	教派神道連合会と各教派	法 令 / 社 会
天文 十年	一五四一	一・十五 藤原/長谷川角行東覚、生誕(實行教、杖桑教)	
永祿 元年	一五五八	藤原(長谷川)角行東覚、天地平安・万民安福を真願に斯道を開く(杖桑教開教)	
永祿 三年	一五六一	角行、富士人六千日大行にて「仙元宮」の神示を受け、行名を「角行」と改める(杖桑教)	
元龜 三年	一五七二	六・三 角行、富士山頂に神籬を直授して、独自の神観・宇宙観を展開する(杖桑教)	
正保 三年	一六四六	六・三 藤原/長谷川角行東覚、逝去(實行教、杖桑教)	
寛文 十一年	一六七一	一・十七 富士道別立六代目となる食行身祿、生誕(杖桑教)	
享保 四年	一七二六	御嶽山開闢覚明行者、生誕(御嶽教)	
享保 十六年	一七三一	御嶽山開闢普寛行者、生誕(御嶽教)	
享保 十八年	一七三三	七・十七 不二道統第五世伊藤食行身祿、富士山にて入定・逝去(實行教)	
寛保 二年	一七四二	食行、富士山烏帽子岩で即身入定。以後、富士道隆盛をみる(杖桑教)	
安永 九年	一七八	幕府、最初の富士講禁止。以後百年に及ぶ(杖桑教)	
天明 二年	一七八二	十一・二十六 黒住宗忠、生誕(黒住教)	
寛政 二年	一七九	覚明行者御嶽山黒沢口を開闢(御嶽教)	
寛政 四年	一七九二	八・四 井上正鐵、生誕(禊教)	
寛政 十年	一七九八	普寛行者御嶽山王滝口を開闢。御嶽山登拝が公許され覚明講・普寛講が結成されて御嶽信仰の普及本格派(御嶽教)	
文化 六年	一八九	四・十八 中山みき、生誕(天理教)	
文化 九年	一八二	五・八 柴田花守、生誕(實行教)	
文化 十一年	一八二四	八・十六 金光大神、生誕(金光教)	
		一・五 のちの神道総裁一品有栖川宮職仁親王、生誕	
		三・幕府、武士の富士講参加を禁止	

文化	十二年	一八一五	十一・十一（冬至）日の出の時刻に黒住宗忠、宗教的神秘体験により、天照大御神と同根同体の境地に立ち、そのご実体を明らかにする（天命直授）（黒住教） 鴻雪爪、生誕（御嶽教）
文政	三年	一八一二	二・十九 平山省齋、生誕（御嶽教、大成教）
文政	五年	一八三二	黒住宗忠、禁厭により病者が奇跡的に回復することが相次ぎ、天命と覚悟して、御野郡上中野村（現岡山市上中野）において大道宣布を決意（黒住教）
文政	十二年	一八一九	十二・坂田鐵安、生誕（禊教） 六・二十一 黒住宗信、生誕（黒住教）
天保	四年	一八三三	十二・五 新田邦光、生誕（神道修成派） この頃、富士講の一部として不二道、道統八世小谷祿行により全国的に広がる（實行教）
天保	五年	一八三四	この春、井上正鐵は天照太神の啓示を神夢に受け、神祇の道を究め布教を志す（禊教）
天保	六年	一八三五	二・十六 佐野経彦、生誕（神理教）
天保	七年	一八三六	五・二十六 稲葉正邦（神道大教）生誕
天保	九年	一八三八	井上正鐵、この頃から天保九年にかけて白川神祇伯に神祇の道を学ぶ（禊教）
天保	十年	一八三九	十二・六 本多康禎、生誕（神道大教）
天保	十一年	一八四〇	十二・十六 出口なお、生誕（大本） 十・二十六 中山みき「月日のやしる」に定まる（天理教） 九・十九 芳村正秉、生誕（神習教） 四・十一 井上正鐵、武蔵野国足立郡梅田神明宮の神職となり神道布教始める（禊教）
天保	十二年	一八四一	十一・柴田禮一、生誕（實行教）
天保	十三年	一八四二	一・二十七 長谷信成、生誕（神道大教）
天保	十四年	一八四三	二・十八 井上正鐵、教えの趣を問答体に書き記し、寺社奉行へ提出（『神道唯一問答書』上下二巻）（禊教） 二・九 井上正鐵、寺社奉行戸田日向守より遠島（三宅島）を申渡される（禊教）

二・二十一 幕府、富士講などの神仏の講社を禁止する
六・幕府、社人・神職・山伏・陰陽師・修験その他の改革取り締まりを命ずる

弘化	元年	一八四四
弘化	二年	一八四五
弘化	三年	一八四六
弘化	四年	一八四七
嘉永	元年	一八四八
嘉永	二年	一八四九
嘉永	三年	一八五〇
嘉永	四年	一八五一
嘉永	五年	一八五二
嘉永	六年	一八五三
安政	元年	一八五四
安政	二年	一八五五
安政	三年	一八五六
安政	五年	一八五八

九・九 穴野半、生誕（扶桑教）
芝真柱、生誕（禊教）
八・六 千家尊福、生誕（出雲大社教）
乾久三郎、生誕（禊教）
黒住教、門人が増え職制が定められるなどの組織化が行われる
六・二 不道信者が「不道御取用願立」を幕府に直訴（實行教）
坂田安治、生誕（禊教）
六・二十一 黒住宗篤生誕（黒住教）
六・二十八 稲葉正善、生誕（神道大教）
新田邦光、神道を興し、人民を教導啓発することこそ急務」と布教伝道の志を立てる（神道修成派）
九・幕府、不道を禁止（實行教）
二・二 佐野経彦、西田直養に国学を学ぶ（神理教）
二・十八 井上正鏡、逝去（禊教）
四・二十五 神宮高寿、生誕（御嶽教）
幕府による最大の富士講禁令（扶桑教）
二・二十五 黒住宗忠、逝去（黒住教）
黒住宗信、黒住教二代教主に就任
三・二十九 平山省斎、幕府の小普請平山源太郎の子となる（御嶽教、大成教）
黒住教、七高弟による布教開始
一・十九 新田邦貞、生誕（神道修成派）
十二・二十五 金光宅吉、生誕（金光教）
四・二十九 金光大神、大病を患って神から指摘を受け、神に詫び、神との対話に生きることを志す（金光教）
三・八 黒住宗忠、朝廷から宗忠大明神号を下賜される（黒住教）
九・三 黒住宗信、逝去（黒住教）
黒住宗篤、黒住教三代教主に就任
芳村正乗、幕府に追われ、鞍馬山に籠もる（神習教）

六・三 浦賀にペリー来航
三・三 日米和親条約締結
六・十九 日米通商条約調印（勅許を得ない）

安政	六年	一八五九	<p>十・二十一 金光大神、信者が急増し、「立教神伝」をうけ、自宅を広前として、取次に専念</p> <p>新田邦光、京都聖護院村に仮住して門人を教導（神道修成派）</p> <p>二・二十五 京都神楽岡に宗忠神社御鎮座（黒住教）</p> <p>三・九 坂田正安、坂田鐵安ら寺社奉行の審問をうけ所払い（禊教）</p> <p>芳村正業、長崎にて宣教師フルベッキと交わる（神習教）</p> <p>坂田鐵安、江戸所払いを機に白川神祇伯に入門授かった神拝式免許を元に布教、組織化を図る（禊教）</p> <p>四・九 金光大神、白川神祇伯から神拝式許状・広前建設の許しをうける（金光教）</p> <p>五・飯降伊蔵、天理教入信</p> <p>九・四 佐野伊豆彦、生誕（神理教）</p> <p>四・十八 神楽岡宗忠神社、孝明天皇仰せ出の勅願所となる（黒住教）</p> <p>二・二十 千家尊愛、生誕（出雲大社教）</p> <p>六・二十 神崎一作、生誕（神道大教）</p> <p>新田邦光、飛騨国取締に任せられるが総督府の嫌疑を受け、武州忍城に幽閉される。その時、大病に罹り、宗教的覚醒を得、赦免後、布教活動に専念（神道修成派）</p> <p>幕末から維新にかけて不二道統十世道統柴田花守が不二道の神道化をはかる（實行教）</p> <p>九・二十四 金光大神、生神金光大神の神号を受ける（金光教）</p>
文久	二年	一八六二	
文久	三年	一八六三	
元治	元年	一八六四	
慶応	元年	一八六五	
慶応	二年	一八六六	
慶応	三年	一八六七	
明治	元年	一八六八	
明治	二年	一八六九	<p>一・中山みき、『おふでさき』執筆開始（天理教）</p>

まま）
九・七 安政の大獄が始まる

プロテスタントの洗礼者が出はじめる
十・十四 徳川慶喜、大政奉還

三・十三 神祇官を再興。祭政一致の制に復し、神社・神主等を神祇官に付属させる（布告）
三・十四 五箇条のご誓文
三・十七 僧侶と神職の分離
三・二十八 神仏分離令出る（布告）
九・八 明治と改元、一世一元の制を定める
七・八 官制を更め、新たに神祇・太政の二

明治 三年 一八七

一・五 平山省齋、特旨により罪を免じられる(御嶽教、大成教)

明治 四年 一八七二

二・二 渡辺銀治郎、生誕(御嶽教)

七・十二 出口王仁三郎、生誕(大本)

十二・二十二 柴田孫太郎、生誕(實行教)

明治 五年 一八七二

八・二十二 吐菩加美講の公称を許される(禊教)

坂田鐵安(禊教初代教主)、惟神教会禊社を設立し、講社長となる

八・二十二 黒住講社公認

千家尊福、幽顕一如の神学に基づき、大國主大神の神徳を説く(出雲大社教)

官を置き、宣教使等を置く(布告)

十・九 宣教使を神祇官に接する(布告)

一・三 宣布大教詔

十・十七 陰陽師総取締御門家に対し、天社

神道の弘布を禁ずる(布告)

五・十四 神社はすべて国家の宗祀たるを宣

する。

世襲神職の廃止(布告)

七・四 宣教使に大教を宣布させる

七・十四 廃藩置県

八・八 神祇官を神祇省と改める(布告)

一・二十九 初めて全国の戸籍調査を実施

(壬申戸籍)

三・十四 神祇省および大蔵省の戸籍寮社寺

課を廃し、教部省を設置。神社・寺院を管轄

させる(布告)

三・十八 教部省事務省程

三・二十七 神社仏閣の女人結界を廃止

四・二十五 宣教使を廃し、教導職(十四級)

を置く(教部省管轄)。(布告)

四・二十八 三条の教則を定める

四・二十九 神官教導職を東西に部分する

四・三十 神仏道各教宗派に管長設置(布告)

五・大小教院設立願書(教部省宛)

六・二十八 自葬を禁し葬儀は神官僧侶の内

へ依頼させる(布告)

八・三 学制を公布(学区制・就学の奨励)

八・八 神官総て教導職に補す(布告)

九・十五 修験宗を廃止(太政官布告第二七

三号)

明治 六年 一八七三

一・二十七 芳村正秉、大教院設立に反対。教部省を去り、内宮に禰宜として奉職。立教に関わる神託を得る（神習教）

一・出雲講、甲子講を組織化。出雲大社敬神講設立

二・十八 金光大神、戸長から神前撤去を命じられる（金光教）

二・二十三 穴野半、大教院より官幣社に列せられた駿河国浅間神社初代宮司に就任（扶桑教）

三・二十一 金光大神、再び広前に奉仕（金光教）

吐菩加美講、身禊講社と名称変更（裸教）

四・十一 金光大神、「天地書附」の形式が定まり信者に授与（金光教）

七・七 穴野半、富士登拝、神威にうたれ富士一山講社を結成。富士吉田に扶桑教元祠造営（扶桑教）

八・三十一 修成講社の創立を教部省より許可（神道修成派）

九・一 富士一山教会設立運動開始（扶桑教）

九・十八 富士一山教会設立認可（扶桑教）

九・二十四 教部省より出雲大社教会取結の認可を得る
下山応助ら御嶽講社の結集をめざし御嶽教会を設立

中山みき、飯降伊蔵に命じて簡単なかんるだいの模型を作成（天理教）

明治 七年 一八七四

十一・二十三 金光大神、「金光大神覚」執筆のお知らせを受ける（金光教）
十二・二十三 奈良県庁から呼出し。中山みき等、社寺系の取調を受ける（天理教）

文部省、教部省合併

一・十五 玉占・口寄せの禁止

一・三十 教導職中東西両部之名号を廃し一般に神道と称させる

二・十 神官僧侶に限らず有志之者教導職に補するにより薦擧させる

二・二十四 切支丹禁制の高札取除かれる（布告）

三・十四 大教院事務章程並教導職職制

五・十四 学制を改正（公教育と宗教の分離をはかる）

六・五 神官の教導筋取締方法を立てさせる
六・十五 教導職をして司法省施行の律書を熟知させる

七・十八 火葬禁止（布告）

八・十四 大教院の「教会大意」認可
神殿を造り、神官僧侶が神饌を伝供

奉祭神は、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、天照大御神の四神と天神地祇

一・二十九 葬儀を教導職に依頼するを許可（布告）
三・十二 神仏道各派に管長を置く

五・十 教院は学校と区別

六・七 祈祷・禁厭をもって、医薬等を妨げるを取締る

七・十二 教院設置並講社等出願手続

七・十五 教導職試補以上に非る者は寺院住職たるを得ず

七・二十九 葬儀を改め又は転宗等人民の望

明治 八年	一八七五	この頃、神道事務局で各派管長が事務を行うため、毎月一日に集い、神籬を立てて賢所遷行を行う 三・二十八 神道事務局設置。(これをもって神道大教の立教とする) 五・三 大教院を解散し、自今、各自教院を設けて布教させる。神道事務局が神殿を継承 十・二十三 神道黒住派・神道修成派別派特立 十・十六 佐野経彦に天在諸神が降り、明星代神となって救世安民の使命を持つことを伝える(神理教) 十一・二十八 黒住宗子、生誕(黒住教) 佐野経彦、この頃から医療を止め、布教・著作に専念(神理教) 黒住宗篤、黒住教初代管長(三代教主)に就任 二・富士一山教会、扶桑教会と改称 三・穴野半、社司職総てを辞し立教適進を決意(扶桑教) 八・佐野経彦、講席を開く(神理教) 身禊講社、禊教社と名称変更	に任す 四・三十 神仏合同布教廃止 五・二十三 火葬禁止の布告廃止(布告) 十一・二十七 信教自由の口達出る
明治 十年	一八七七	十一・十一 實行社、東京牛込に本庁設置 穴野健丸、生誕(扶桑教) 九・平山省齋、大成教会を結集し教長となる 十二・十二 坂田鐵安と門人、下谷西町に井上神社を建設、教祖神霊を奉祠(禊教) 一・十一 祭神論争おこる 七・十九 佐野経彦、神理教会本社との公認を受け開設 八・五 金光攝胤、生誕(金光教) 九・二十二 芳村正兼、神官と教導職の分離を見越して神宮を辞し、教導職に専従する(神習教) 十二・二十七 神習教会、教会設置許可を得る 一・勅裁により祭神論争に終止符(神道事務局の祭神が昇神する)	一・十一 教部省廃止、内務省社寺局にて、教部省の事務を引継ぐ(布告) 二・十五 西南戦争始まる
明治 十一年	一八七八		
明治 十二年	一八七九		
明治 十三年	一八八〇		
明治 十四年	一八八一		九・二十九 学制を廃し、教育令を制定 二・三 一品有栖川宮職仁親王、神道総裁に任命

明治十五年	一八八二	<p>四・一 神道事務局で毎月一日各派管長が集い、再び賢所遷拜を行うようになる</p> <p>五・十四 尾前広吉、生誕（御嶽教）</p> <p>三・二十四 坂田鐵安、神道禊教長となる</p> <p>五・十五 神道神宮派・神道大社派・神道扶桑派・神道實行派・神道大成派・神道神習派特立</p> <p>五・十七 御嶽教会、大成派との合同を解いて分離立教を認められる</p> <p>九・二十八 御嶽教会、神道御嶽派と唱え特立</p> <p>十一・六 神道修成派を除く八派、派名を教名に改称することを願出て許可される</p> <p>金光教、夏頃より信条作成他一教独立へ向かい動く</p> <p>二・三 出口すみ子、生誕（大本）</p> <p>九・十七 神習教、御嶽三神を相殿に奉祀</p> <p>十・十 金光大神、逝去（金光教）</p> <p>十一・二十八 金光宅吉、取次を継承する（金光教）</p> <p>五・十三 穴野半、逝去（扶桑教）</p> <p>神宮教管長田中頼庸、扶桑教管長事務取扱</p> <p>八・九 平山省斎、大成教管長となり、御嶽教管長を兼任</p> <p>八・十一 教導職全廃。住職の任免と教師の等級進退を各管長に委任し、各教規・宗制を定めさせる</p> <p>これより、各派管長は東京における各教の本部、出張所で毎月十一日に会合し、賢所遷拜をはじめめる。この時は黒住、修成、神宮、大社、大成、扶桑、實行、神習、御嶽の八派</p> <p>九・二十一 佐野経彦、ニコライと問答（神理教）</p> <p>十・十三 稲葉正邦、神道事務局初代管長に就任（神道大教）</p> <p>十一・神理教会、神道直轄となる</p> <p>四・十八 黒住教、大元宗忠神社御鎮座</p> <p>五・二十三 天理教、神道本局直轄六等教会設置許可</p> <p>六・二 金光教、神道備中事務局所属金光教会の設立を、神道管長から許</p>
明治十六年	一八八三	<p>二・四 社寺外へ説教所設置出願方</p> <p>十・三 教院・教会所・説教所等において、葬祭等を執行し、平素衆席に参拝させる等、社寺の所為に倣うことを禁ずる</p> <p>一・二十三 葬儀執行等の為め祠宇建設の節地方庁へ出願方</p> <p>一・二十四 神官は教導職の兼補を廃し葬儀に関係せざるものとする</p> <p>四・三十 神官皇学館創設</p> <p>四・神道事務局より、皇典講究科独立する</p> <p>八・二十三 皇典講究所設置</p>
明治十七年	一八八四	
明治十八年	一八八五	

可され、神道金光教会規約を制定
鴻雪爪、御嶽教二代管長に就任
明治十九年 一八八六
一・十八 神道事務局を神道本局に改組、教派名を神道と称す（神道大教）

明治二十年 一八八七
二・十八 中山みき、逝去（天理教）

明治二十一年 一八八八
十一・二十一 金光教会、神道本局六等直轄教会に昇格

一・二十四 森田作次、生誕（神道大教）

四・十 天理教会設置を東京府知事が認可

七・二十三 天理教会本部、奈良県に移転

九・神理教会、神道の所属を離れ御嶽教に属する

三・十八 坂田鐵安、逝去（禊教）

九・十七 林五助、生誕（神道大教）

九・二十七 黒住宗篤、逝去（黒住教）

一・二十一 神宮徳寿、生誕（御嶽教）

五・二十二 平山省斎、逝去（御嶽教）

六・二十八 千家尊愛、大社教二代管長に就任（出雲大社教）

七・十一 柴田花守、逝去（實行教）

柴田禮一、實行教（十二世道主）管長に就任

十・二十九 千家尊有、生誕（出雲大社教）

二・三 出口なお、神感状態になり国常立尊が帰神する。その後、神の命じ

るままに「お筆先」を書く（大本）

柴田禮一、史上初の万国宗教者会議（シカゴ）に評議員として出席、三回の

演説を行う（實行教）

一・二十四 神道總裁一品有栖川宮熈仁親王、

薨去

四・十 師範学校令・小学校令（義務教育制

を初めて標榜）・中学校令各公布

内務省は各府県警察機関に天理教に対する

「秘密訓令」を発する

四・十七 教会講社と神社付属講社とを区別

（教会講社に神社名を冠することを禁止）

二・十一 大日本帝国憲法発布。皇室典範を

制定

十・三十 「教育ニ関スル勅語」発布

十一・十 国学院設置

明治二十八年

一八九五

神道同志会結成、加盟は黒住教、出雲大社教、杖桑教、實行教、神道大成教、神習教、御嶽教、神宮教

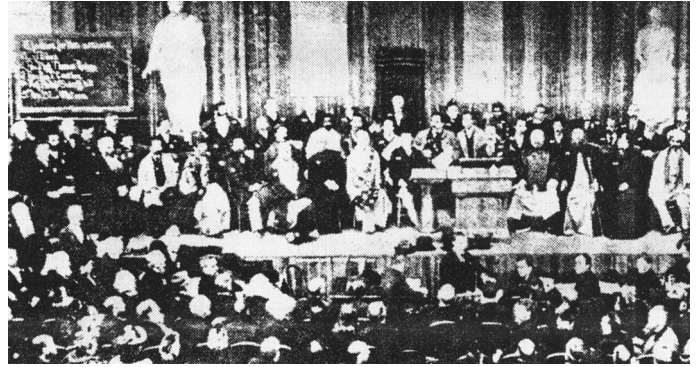
四・十七 日清講和条約調印

明治二十七年

一八九四

十一・坂田實、生誕（禊教）
 十二・二十 金光宅吉、逝去（金光教）
 十二・二十九 金光攝胤、取次の業を継承（金光教）
 十・十九 神理教独立が公認され、佐野伊豆彦が神理教大教庁總監に就任
 十・十九 禊教独立が公認され、坂田安治初代管長（二代教主）に就任
 穴野健丸、杖桑教二世管長就任
 十・十三 出口なお、初めて広前を開く（大本）
 十一・十一 出口なお、布教に着手。これより二年半金光教の布教所の形をとる（大本）

八・一 清国に宣戦布告（日清戦争）



万国宗教者会議
 1893年（明治26年）9月11日 シカゴ市のコロンビアホールにて開催。
 世界各国より百余名の各教宗教指導者が集い、17日間にわたりそれぞれの教団の教義をはじめ当時の諸問題を講演し延べ15万人余の聴衆が集まったといわれる。
 壇上前列左から4人目が当時の實行教管長柴田禮一師。人類史上初の記念すべき宗教者会議の貴重な写真である。

明治二十九年	一八九六	十一・二十一 神道本局・神道本院、東京市麻布区へ移転し、神殿・事務所を造営（神道大教）	
明治三十年	一八九七	二・二十二 黒住宗子、黒住教二代管長（四代教主）に就任	
明治三十一年	一八九八	四・四 大本、独自の布教所を持つ 七・二十七 芳村忠明、生誕（神習教） 七・十五 稲葉正邦、逝去（神道大教） 稲葉正善、神道本局二代管長に就任 九・十九 千家尊直、生誕（出雲大社教） 三・一 出口王仁三郎、神に導かれ高熊山（京都府亀岡市）で一週間の霊的修業を行い霊能力を体得する（その時の内容を後に「靈界物語」として口述）（大本）	
明治三十二年	一八九九	神道同志会に神道本局、神理教、禊教が加盟し、神道懇話会と改称 三・二十一 黒住教、大元の大教殿竣工 三・二十八 佐野伊豆彦、新大教主となる（神理教） 八・一 「金明霊学会」組織する（大本） 九・五 神宮教が解散し、神宮奉斎会（財団法人）となる 扶桑教、芝神明町から渋谷に太祠移転	
明治三十三年	一九	四・十三 坂田安治、逝去（禊教） 乾久三郎、禊教二代管長（三代教主）に就任 六・十六 金光教、一教独立し、教規・教則を認可される 六・十八 金光大陣（萩雄）、管長並びに大教会長に就任（金光教） 六・三十 柴田道守、生誕（實行教） 七・二十六 品田聖平、生誕（神道大教） 三・七 出口直日、生誕（大本） 三・十九 稲葉正善、逝去（神道大教） 六・本多康禎、神道本局第三代管長に就任（神道大教） 十一・二十五 新田邦光、逝去（神道修成派） 十二・十五 新田邦貞、神道修成派二代管長に就任 七・二十四 新田邦達、生誕（神道修成派） 鴻雪爪、逝去（御嶽教）	
明治三十六年	一九三		
明治三十七年	一九四		
			四・六 内務省訓令甲第十二号発令。天理教に対する警察の干渉が厳しくなる
			五・二十七 神仏道以外の宗教宣布等に関する規定を定める（キリスト教初めて宗教行政の対象となる）
			三・十 治安警察法公布
			四・二十六 内務省の寺社局を廃して、神社・宗教の二局を置く
			二・十 ロシアに宣戦布告（日露戦争）

山科言縄、御嶽教三代管長に就任

明治三十八年 一九五

十・神宮高寿、御嶽教四代管長に就任

十一・一 黒住宗和、生誕（黒住教）

明治三十九年 一九六

三・九 渡辺照吉、生誕（御嶽教）

十・十二 佐野経彦、逝去（神理教）

十一・七 佐野伊豆彦、神理教二代管長を公認される

明治四十年 一九七

六・九 飯降伊蔵、逝去（天理教）

六・九 金光攝胤、金光教副管長に就任

明治四十一年 一九八

八・一 金明豊学会を大日本修齋会と改組（大本）

九・一 大本、文書配布による布教活動始める

十一・二十七 天理教一派独立認可。神道直轄天理教会本部、天理教教会本部と改称

明治四十二年 一九九

四・二十六 金光鑑太郎、生誕（金光教）

九・四 穴野健弼、生誕（扶桑教）

十一・二十二 大本、綾部に神殿完成

明治四十三年 一九一

神道懇話会に神道修成派、金光教、天理教が加盟。

明治四十四年 一九二

神道各教派連合会と改称

二・十八 本多康穰、逝去（神道大教）

平岡好國、神崎一作、管長事務取扱（神道大教）

四・十 金光教、管長襲職規則施行、管長世襲制となる

大正元年

七・十二 大本を大本（たいほん）教と改称

十・三十 神道本院を神道大教院と改称（神道大教）

七・十一 長谷信成、神道本局第四代管長に就任（神道大教）

一・二十一 中山正善、天理教管長に就任

一・二十一 芳村正秉、逝去（神習教）

大正二年 一九三

一・二十一 芳村正秉、逝去（神習教）

大正三年 一九四

八・十六 朝鮮に布教規則公布

大正四年 一九五

九・二十八 神道各派の教師の、神社祭祀執行を禁ず
九・五 日露講和条約調印

八・二十二 韓国併合に関する日韓条約調印
八・二十一 警視庁、特別高等課を設置

七・三十 明治天皇、崩御。皇太子嘉仁親王
踐祚
大正と改元

六・十三 内務省の宗教局を文部省に移管する

八・十六 朝鮮に布教規則公布